

第3回次世代へ光り輝く「教育立県ちば」を実現する有識者会議 会議録

日時：令和元年7月22日（月）午後5時から同7時30分まで
場所：ホテルポートプラザちば2階ロイヤル

1 開会

【司会】

報道関係の皆様にお願い申し上げます。本日の写真撮影につきましては、会議開始後30分間とさせていただきますので、御協力をよろしくお願ひいたします。また、撮影に際しては、有識者会議委員がお座りになっておりますテーブルの中には立ち入らないようお願いいたします。

本日は、委員の皆様にはお忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

開会に先立ちまして、まずお手元に配付させていただきました本日の資料について確認させていただきます。お手元にお配りした資料等は、配付資料一覧のとおり、会議次第、座席表、出席者名簿、そしてその下になりますが、資料1「第2回次世代へ光り輝く『教育立県ちば』を実現する有識者会議の開催について」、資料2「第2回次世代へ光り輝く『教育立県ちば』を実現する有識者会議 会議録」、資料3-1「『学びのセーフティネットの構築』千葉県の主な取組」、資料3-2「不登校対策支援チームの設置について」、資料4-1「『教職員の負担軽減と学校問題解決のための支援』千葉県の主な取組」、資料4-2「学校における働き方改革推進プラン」、資料4-3「『学校問題解決支援対策事業』の流れ」、資料5-1「『信頼される質の高い教員の育成』千葉県の主な取組」、資料5-2「『千葉県／千葉市教員等育成指標』に示された4つの柱と16の構成要素」、資料5-3「千葉県内市町村の総合型地域スポーツクラブ設立状況一覧」、資料6「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』を実現する有識者会議 今後の日程」、さらに宮本特別委員、百瀬特別委員の資料がございます。

以上となります。不足する資料がある場合には、恐れ入りますが、お申し出いただければと思います。大丈夫でしょうか。

また、県職員の服装でございますが、クールビズで対応させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから第3回次世代へ光り輝く「教育立県ちば」を実現する有識者会議を開会いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、今回、特別委員として出席いただいている皆様を御紹介させていただきます。

特別委員の皆様は、お手元の出席者名簿にあるとおり、3名の方々でございます。

それでは、ここで御出席いただいております特別委員の皆様を席順に従って紹介させていただきます。

宮本みち子特別委員でございます。

【宮本特別委員】

宮本でございます。よろしくお願ひいたします。

【司会】

友添秀則特別委員でございます。

【友添特別委員】

早稲田大学の友添でございます。よろしくお願ひいたします。

【司会】

百瀬明宏特別委員でございます。

【百瀬特別委員】

どうぞよろしくお願ひいたします。

【司会】

なお、大田紀子委員、鈴木みゆき委員につきましては、本日、所用のため欠席されております。皆様、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。それでは、これからの中止を貞廣座長にお願ひいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

2 報告

【貞廣座長】

皆様、こんにちは。改めまして、本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、特別委員の先生方におかれましては、大変お忙しい中、また我々に知恵を授けていただく機会に御参集いただきましてありがとうございます。

前回の振り返りを冒頭でさせていただきたいと思ひますけれども、前回の有識者会議では3名の特別委員の方々から二つのテーマ、一つ目は「志を持ち、未来を切り拓く、ちばの子供の育成」と「家庭と地域の絆を深め、全ての人が活躍できる環境の整備」につきまして、お三方の特別委員に意見発表をいただき、委員の皆様からも御意見をいただきました。

幾つか短く御紹介させていただきますと、例えば主体的に学習する意欲やそれを可能とする資質・能力が、今後、社会の荒波の中でサバイバルするための必須のツールになっているということ、そしてそうした学びを展開するためには、動機づけに始まる感情的な要素、または自己肯定感のようなものが必要であり、またその学びがどのように社会につながるかということを絶えず意識させることも重要であるという御意見も出ました。

また、障害を持っている方の生涯を通じた多様な学習活動の推進については、環境の整備等ももちろん必要なんですが、心のバリアフリーに関して、地方公共団体でどの程度の整備をしていくかということが重要であるといった御意見もいただいているところでございます。

本日も前回と同様、大変盛りだくさんで、二つのテーマにつきまして議論いただくことになりますが、前回同様、率直な御意見をいただければと思います。

では、早速でございますが、次第に従いまして進めさせていただきます。まず、次第2の報告で、前回の会議の概要について、事務局から御説明をお願いいたします。

【岩崎教育政策課長】

それでは、第2回の有識者会議について御説明をさせていただきます。資料1「第2回次世代へ光り輝く『教育立県ちば』を実現する有識者会議の開催について」を御覧ください。

第2回の有識者会議は、5月30日午後5時からTKPガーデンシティ千葉で開催いた

しました。先ほど貞廣座長からもございましたが、第2回の会議では「志を持ち、千葉の未来を切り拓く、ちばの子供の育成」と「家庭と地域の絆を深め、全ての人が活躍できる環境の整備」をテーマに御意見をいただきました。各テーマの協議に先立ちまして、専門家である特別委員の方々から御意見をいただき、その後、参加した委員の皆様全員で意見交換を行いました。

最初に、「志を持ち、未来を切り拓く、ちばの子供の育成」について、岩崎特別委員と藤田特別委員から御意見をいただきました。岩崎特別委員からは「子供たちが楽しいと思えるような好ましい環境を保障することが、知識の効果的学習には非常に重要である。」また、藤田特別委員からは「子供の社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度を育てるには、主体的な学びの確立と一体化して進めていく必要がある。」などの御意見をいただきました。

次に、「家庭と地域の絆を深め、全ての人が活躍できる環境の整備」について、宮崎特別委員から「特別支援学校の学習指導要領では、小学校の段階から生涯学習に関する記述が位置づけられた。このことも念頭にプランづくりをしていただきたい。」などの御意見をいただきました。

なお、会議の詳細につきましては、資料2の会議録を御覧いただければ存じます。

以上で、第2回有識者会議の概要についての説明を終わらせていただきます。

【貞廣座長】

ありがとうございます。では、ただいまの事務局からの御説明につきまして御質問や御意見があれば、お願いいいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

3 協議

(1) 家庭と地域の絆を深め、全ての人が活躍できる環境の整備について

【貞廣座長】

では、次第の3、協議にまいります。本日は大きく分けて二つ、二つ目の柱が二つに分かれておりますので、細かく三つの協議の柱が設けられております。まず、大きな柱の一つ目、「家庭と地域の絆を深め、全ての人が活躍できる環境の整備」を中心に御意見をいただきたいと思います。

なお、本日の意見交換等で、事務局から補足説明等が必要と考えられる場合は、可能な限りこの場でお答えいただければと思いますので、事務局の方もよろしくお願いいいたします。それでは、まず事務局から、千葉県の取組について、資料をもとに御説明をいただきます。

【岩崎教育政策課長】

それでは、本日一つ目のテーマでございます「家庭と地域の絆を深め、全ての人が活躍できる環境の整備」のうち、「学びのセーフティネットの構築」に関連する本県の主な取組について御説明させていただきます。資料3-1を御覧ください。

初めに、取組(1)不登校対策など、子どもや家庭に対する相談支援体制の充実のうち、不登校対策の推進について御説明いたします。

本県では不登校対策推進校を125校指定し、各推進校に1名ずつの加配教員を配置するとともに、校内に不登校児童生徒支援教室を設置し、実践的な活動等を通して、不登校

児童生徒に対する支援を行っております。また、訪問相談担当教員を小中学校12校に、スクールカウンセラーを小学校150校、中学校321校、高等学校80校に配置し、教育相談体制の充実を図っているほか、スクールソーシャルワーカーを小中学校18校、高等学校21校に配置し、児童生徒を取り巻く環境に対して主に福祉の面から働きかけ、支援に努めているところでございます。

さらに、資料3-2でございますが、こちらにお示したように、子どもと親のサポートセンターに不登校対策支援チームを設置し、長期化等により解消が困難なケースへの対応、学校及び市町村教育委員会の不登校支援体制や研修の充実等について、助言や支援に当たっているところでございます。加えまして、学校以外の場における学習活動の状況等を把握するため、千葉県フリースクールネットワークと定期的に懇談会を開催し、情報交換を行っているところでございます。

資料3-1にお戻りいただけますでしょうか。次に、取組（2）学び直しなどの再チャレンジに対する支援の充実について御説明いたします。

定時制高校では生徒の多様な学習ニーズに対応するため、令和4年度に船橋高校及び行徳高校の定時制を統合いたしまして、新たな高校に総合学科を設置します。また、佐倉南高校には三部制定時制高校を設置いたします。通信制高校では、県立高校で唯一の通信制高校である千葉大宮高校まで長距離通学している生徒の負担軽減のため、通信制協力校の館山総合高校と銚子商業高校で定期考查を受験できるようにしました。さらに、館山総合高校で面接指導を受けられるようにしました。

また、中学校で不登校であったり、勉強や人づき合いが苦手な生徒などに対し、地域との協同により、生徒一人一人に応じた「学び直し」や「実践的なキャリア教育」を行い、地域とともに生きる自立した社会人の育成を目指す「地域連携アクティビスクール」を4校設置しております。スクールソーシャルワーカーやキャリア教育支援コーディネーターを配置し、生徒の抱えている問題の解決に向けた指導力を向上させるとともに、4校で連絡会議や研修会を開催し、教育内容の充実を図っております。

裏面を御覧ください。続きまして、取組（3）経済的・家庭的理由など様々な困難への支援について御説明いたします。

千葉県では高等学校の授業料に対する支援といたしまして、所得要件を満たす世帯の生徒に高等学校等就学支援金の支給を行っております。また、高等学校等を中途退学した後、学び直しのため、再び千葉県の公立学校に入学した者に学び直し支援金の支給を行っております。

さらに、高等学校等に在学する低所得世帯の生徒等の保護者の教育費負担を軽減し、生徒等の修学を支援する高校学校等奨学のための給付金事業や、高校学校等の在学者で、経済的理由により修学が困難な生徒の修学を支援することを目的として、千葉県奨学資金貸付事業を実施しております。

説明は以上でございます。

【貞廣座長】

ありがとうございます。それでは、続きまして、宮本特別委員から御意見を伺っていきたいと思います。

【中山副座長】

その前に、先ほどの資料でちょっと質問したいことがございますけれども、よろしいでしょうか。それはスクールソーシャルワーカーの数でございますけれども、政府が2015年の政府予算案で、今1,400人いるスクールソーシャルワーカーを、2020年までに1万人に増やすという計画を打ち上げていたと思うんですが、千葉県は、例えば2015年は何人の体制を取り、2020年までに何人ぐらい増やす計画を持って臨まれたのか、その数字だけでも確認しておきたいのですが、よろしいでしょうか。

【貞廣座長】

事務局、お願いいいたします。どなたがお答えになりますでしょうか。

【中西児童生徒課長】

教育庁の児童生徒課でございます。スクールソーシャルワーカーにつきまして、過去5年ほどでよろしいでしょうか。

【中山副座長】

はい。

【中西児童生徒課長】

済みません。5年前まさかのぼったものは本日持ってきてないんですが、昨年度は21校、今年度は39校ということで、特に今年は全ての定時制高校に対しての配置を進めて、配置を完了したところでございまして、高等学校を中心に増員をさせていただいたところでございます。割合でいきますと、39校につきましては高等学校が21校、小中学校は18校ということになっております。

今後の見込みでございますけれども、今現在、これからスクールソーシャルワーカーについては、ますます充実を図っていくことを我々としては考えているところでございますが、来年度に向けて何人までというところまでの具体的な計画は、今現在検討中というところでございます。

ただ、人数だけではなかなか割り切れないところがございまして、私ども千葉県におきましては、スクールソーシャルワーカーは1校当たりフルタイム7.5時間ということで勤務をしておりますので、また週2日というところでございます。ですから、他県や国の基準よりもかなり手厚く1校当たりの配置時間を長くしているところもございますので、人数は39名でございますが、効果としては人数よりもかなり大きな効果が見込まれているものと考えているところでございます。

【中山副座長】

結構です。

【貞廣座長】

よろしいですか。

【中山副座長】

はい。一応、議論の前提として客観的な数字だけ確認しておきたかったものですので。

【貞廣座長】

人数の問題、勤務時間の問題、専門性の問題、いろいろな掛け算の運営なので、なかなか数だけお話しできない部分があろうかと思います。ありがとうございます。では、済みません。宮本特別委員、よろしくお願いいいたします。申し訳ないんですけども、大体15分程度でお願いできればと思います。

【宮本特別委員】

それでは、宮本でございます。本日はお招きいただきましてありがとうございます。今日、私がお話しさせていただくテーマに関する私自身の背景としましては、先ほどの資料にもありましたけれども、子ども・若者育成支援推進事業に関する最初の法律制定のころから、内閣府ずっと関わってまいりまして、それ以来、全国にこの事業が拡大していくプロセスにずっと関与してまいりました。それから現在は、子供の貧困対策に関して法律ができて5年目で、大綱の見直しの時期にあります。その専門委員会の座長をしておりまして、間もなく大綱制定のための提言が来週辺り提出される状況にございます。

そんな中で議論されてきたことを締めながらお話をさせていただきたいと思いますが、時間も限られているものですから、かなり不十分なことになることをお許しいただきたいと思います。

まず、しょっぱなから恐縮ですけれども、私は社会学をやっておりますので、今、日本の社会がどのようにになっているのかということを押さえていきたいと思うんですが、アンダークラスの増加という言い方がされております。これは露骨な言葉ですけれども、下層階級の増加という意味であります。不安定な雇用、際立つ低賃金、結婚、家族形成の困難な若者たちが増加をしている。従来の労働者階級とも異質な一つの下層階級を構成しつつあるという定義がされております。

アンダークラスの貧困率は男女平均で38.7%ということで、家庭を持たない単身ももちろんそうですし、それから子供を産み育てる、ちょうど教育年齢期にある親たちもこれに該当するという状態にあります。その中で四つ目ですが、高校中退者が他の階級よりも多く、男性で14%、女性10%という調査結果があり、学卒も直ちに就職した比率が66.7%と、つまり就職した人が少ない。進学したとか就職したというカテゴリーでいようと、進学も就職もしない人が多いという数字でございます。

それから、いじめを受けた経験、不登校経験率が際立って高く、いじめの経験は31%、不登校9.9%という数字になっております。

うつ病その他心の病気が他の階級では7.8%台であるのに対して、20%と突出して高く、20歳代では30%になっている。特にアンダークラスの男性の満足度は低く、自分の境遇を不幸せと感じながら生きている。

こういう状態であります。年齢的にいって、20代から中年期の50代くらいの人たちのアンダークラスの増加についての研究の結果でございます。

次へいっていただきまして、本日のテーマは、学校と家族と地域の関係性でありますけれども、とりあえず学校と家族が非常に重要な関係になっているかと思います。家族についてどういう状況にあるのかということですが、一つ目は超長寿化社会の中で家族の力に期待することには無理があるということ。

二つ目に、格差が拡大しているこの10年から20年の間に、きずなを維持する条件の弱い人々がたくさん生まれた。この会議のテーマでいって、子供たちの親世代の状況と、それを反映する子供たちの問題ということになるかと思います。それから単身、ひとり親世帯、働き手のいない世帯など、家族の多様化などが家族の脆弱化につながっているという実態があるかと思います。社会から排除される家族、つまり家族単位として社会から排除されているケース、それから家族の中のある家族メンバーが家族のなかで排除されたり、

孤立化しているという状況があるということ。それから、お金、仕事、病気、事故などが重なってきずなが崩壊しているという状態。しかしながら、条件に恵まれた人々からは冷淡に扱われて、みんなが貧しかった時代の共感というものが無い。

こういう状況の中で子供の貧困対策、それから貧困だけではなくて、様々な困難な状況にある子供たちの支援体制をつくっていかなければいけない。これが今の状況ではないかと思われます。

その次ですけれども、若年無業者対策から見えることということで、これは私がずっと若者の問題に関わってきて把握している実態です。その中で無業者、いわゆるニートと言われる状態にある若者たちの支援活動が大体10年くらいになりますけれども、年齢的にいうと、10代の終わりくらいから20代、30代、近年では40代に達するような無業者問題がありますが、そこから何が見えてくるかということでありまして、20代から40代というのは既に学校教育を終わっている人たちであるのですけれども、その人たちから見えてくる学校教育の段階の問題というのが非常によくわかるということで、ちょっとお話しさせていただきます。

千葉県にも8カ所、地域若者サポートステーションがあります。厚生労働省の事業であります、この事業が始まって、そこに来所する若者たちの状況の中から見えてきたことを5つここに書いてあります。一つ目は、マイナスの学校経験を持っている人が圧倒的に多い。二つ目、家族以外の他者関係を持っていない若者たちが多いということ。それから三つ目、継続的に参加している場がない若者たち。四つ目は発達障害やメンタルヘルスの問題、精神疾患の診断、あるいは疑いも含めた課題を持つ若者たちが非常に多いということ。そして五つ目は、複雑な家庭環境問題等を抱えているという特徴です。支援現場のワーカーたちが共通して言うことは、もっと早くに会ったかったということです。つまり20代とか30代になって会うということが、いかに時間的にいつて遅いかということでありまして、その人たちが抱えていた問題状況というのは、早い人たちは小学校、あるいはもっと早くであったかもしれませんし、中学、高校でずっと抱えていた問題が、労働市場に出るころになって就職困難という形で発現しているけれども、課題は就職問題だけではなく、さまざまな生きにくさを抱えて社会的に孤立しているということが、地域若者サポートステーション事業から良くわかってきたということです。

この支援機関に来る子供・若者たちからわかるなどをもう少しお話しさせていただきますが、佐賀県佐賀市を中心として活動している、スチューデント・サポートフェイスというNPO法人がありまして、これは今や全国的に有名になった団体で、もともとは佐賀大学教育学部の学生たちが、家庭教師という形で不登校の子供たちの家庭に入っていくなかで、家庭教師としての学習支援だけでは事は済まされないという現実を発見して、次第に拡大してきた団体ですけれども、この団体の実態から見てみると、ハイリスクの事例は様々な機関を長期にわたって渡り歩いています。48%が様々な機関を渡り歩いている。それから、この団体の特徴であるアウトリーチ、特に家庭に対するアウトリーチの人たちに限ると、63%は渡り歩いてきた状態だそうです。様々な教育相談事業等々がありますけれども、それらの相談事業が功を奏していないという事実の指摘になっております。総じて、複数の公的・専門的支援を受けながらも、自立が達成されない子供・若者がかなり多いんだという実態です。

三つ目は伴走型の支援になっていない問題です。伴走型支援とはその人に寄り添いながら長期継続的に支援をするというタイプの支援ですけれども、ほとんどの支援は伴走型の支援ではないという日本の今の実態ですが、そのために成果が上がらず、拒絶反応が強まっていて、ある年齢に達してしまうと支援の効果が上がらなくなっているということ。それで社会参加・自立まで責任を持って見届ける体制が必要だということが指摘されております。

このスチューデント・サポートフェイスから聞いた話ですけれども、平成27年8月のNHK総合テレビで「プロフェッショナル仕事の流儀」という番組がこの団体の活動を紹介しました。この団体の代表の谷口さんの仕事を数カ月にわたって追ってつくった番組です。この番組が放映された途端に何が起こったかというエピソードですけれども、予告編の段階から全国から電話が鳴るようになったそうです。放送の当日、放送されているうちに全国から電話やFAXやメールが寄せられるようになって、その後の約3カ月間、電話が鳴りっ放しで、業務がストップしてしまったということです。この団体はアウトリーチを特徴にしている団体でありまして、訪問して支援をしてその後も伴走するということに特徴があるものですから、北海道や東北から電話があって、助けてほしいと言われてもお断りするしかなかったということがありました。アウトリーチを受けたい家庭が全国から殺到したこと、それだけ問題を抱えているケースが多いということを改めて発見したということです。

このアウトリーチというものの意義ですけれども、相談機関への来所ではわからないニーズの把握が的確にできること、対象を丸ごと把握し、伴走することが可能になっているということ、それから専門分化したサービス、縦割り行政化したサービスに対抗できるものになっている。そして、ソーシャルワークという福祉分野の独特的手法があるわけですが、伴走とか寄り添い型の支援に近い方法だということで、子供たちの抱えている深刻な問題に関しては、これまでの教育相談事業というものを抜本的に見直す必要があるという問題提起であります。

先ほど御紹介した地域若者サポートステーションは、実際のところは伴走型支援をしたいのですけれども、伴走型支援というのは両者の間に信頼関係が構築されて、長期にわたって寄り添い型を続けていくことが必要なんですけれども、地域若者サポートステーションに来るのは全国で今1万人を数えておりますが、伴走型支援ができているケースは決して多いとは言えません。人員と予算の制約がもっとも大きな問題です。

その次にいかせていただきます。忘れられた10年とか20年という社会状況の中で、子供や若者の中で複合的な問題を抱えている人たちが非常に多いということが、現場では実感を持って認識されています。2011年に内閣官房がプロジェクトをつくりまして、困難を抱える若者が、過去から現在までどういうプロセスをたどってきたかという事例を収集することをやりました。私もメンバーで参加したんですけども、その結果、次のグラフですけれども、大体大きく分けて三つのパターンが発見されました。社会的排除のプロセスと名前が付きました。

第Ⅰ類型は、知的障害や発達障害など本人の持つ生きづらさ、生まれた時から既にそれがあつて、最も早い時期に問題が表出しながら、その問題がずっと解決できないまま若者期まで達している。そして、実社会に出るところで決定的にその問題に直面せざるを得な

いというタイプ。

第Ⅱ類型は、子供期の貧困や児童虐待など、家庭環境の問題があつて子供期に表出し、その子供期に表出したものが解決しないまま若者期に達しているというケース。

第Ⅲ類型は、いじめ、不安定就労などの学校や職場の環境の問題で、就労など比較的遅い時期に問題が表出して、それが年齢的に20代、30代になって発見される。結構何年も、あるいは10年以上にもわたって問題が潜在しながら、30、40になって何かのきっかけで相談機関を来所される。今のひきこもり問題はまさにそういう状況にあると思われます。

結局、問題は、若者問題であるとか、学校問題であるとか、就労問題であるというカテゴリーに分けるということが妥当ではなくて、時間の流れの中で総合的に見ることが必要だということが、この10年、20年の間の支援の活動の中から認識されるようになってきたということでございます。

次に教育相談事業の限界と名前をつけさせていただいたんですが、教育の機能は生活の安定・安心の基盤なしには發揮できない。これは言うまでもないことですが、実際のところは、「教育相談事業は、子供とその親の生活全般を理解し、必要な対策を取ろうとしているのか?」とクエスチョンマークにしたんですけども、私の問題意識としては、子供とその背後にある家庭の生活全般を把握した相談事業になつていいことがほとんどだということを指摘させていただきたいと思います。

最近になって子供の貧困問題が政策課題になってくると、さすがにこれは子供だけが貧困になるわけではなく、家庭そのものの貧困問題ですので、ようやくソーシャルワークのような認識が高まってきておりますけれども、これまでの相談事業は実際のところ生活全般を丸ごと把握した相談事業にはならず、そこから支援を継続的につなげていくということになってこなかったために効果が薄かったと言つていいかと思います。

そんなことで四つ目ですけれども、現代生活の複雑性に対抗し得る支援方法、これを生活モデルというふうに名称をつけておりますけれども、ソーシャルワークとかケア、ケアリングという用語ですけれども、こういう用語で表示できるような支援方法と教育相談事業とを一体化したものが必要ではないかということでございます。

相談事業を誰がやるかということですけれども、これは今日の本題でありますけれども、学校と地域の専門諸機関、民間機関、そして家族、これらが連携しないと、こういう生活モデル的な相談事業は機能を十分に果たすことができないということを申し上げたいと思います。

時間ですので、申しわけないですけれども、最後の17、18辺りのところだけ、ちょっと見ていただければと思います。

16、17、18は子供の貧困に取り組む自治体のなかで、全国でも非常に早い時期に東京の足立区が全部の小学校の1年生に対する調査を実施したものであります、その後、全国の幾つかの問題意識の強い自治体がすぐれた貧困に関する子供の実態調査をやってきております。足立区は私も委員で関わったんですけれども、子供の生活の実態を親の職業、経済状態から、家財道具まで含めて調査するというのは、その時までは教育の世界のタブーのような状況だった中で、足立区は国が法律をつくったということに意を強くして、子供の生活実態が把握できなければ対策は立てられないとして区長が先頭に立って実施した

ものです。教育委員会の当時の首脳陣は絶対反対だったものを、体制を入れ替えてまで実施したものです。1年生の全児童の25%が生活困窮世帯でした。困窮層が非常に多い自治体ですが、その中で、17ページに書いてありますけれども、逆境を乗り越える力が子供たちにどれだけあるのかという問題意識、つまり、たとえどのような困窮状態にあろうと、その逆境を乗り越える力を高めるために何をしたらいいのかという問題意識で分析したところがあります。

その結果、何がわかったかと申しますと、朝食を食べないこと、それから保護者の抑うつ傾向、運動習慣がないこと、読書習慣がないこと、相談できる人がいないこと、自由なおやつの摂取というものが欠けているということが、逆境を乗り越える力の低さにつながっているという分析でありまして、何をしなければいけないかということに関する重要な指摘になったということでございます。

18ページにはそこから出てきた施策へのヒントがあります。その中で一番左にあるのが、困窮世帯の児童の虫歯の本数が多く、予防接種を受けていない割合が高い傾向ということがわかりました。予想はされていたんですけども、非常に明確な形で数字で出てきたということで、0歳から3歳までの定期健診を一度も受けていない乳幼児、それから虫歯の数が非常に多い乳幼児、これはハイリスクであるということで、その段階で手を入れるということが非常に重要だということが指摘されました。今、子供の貧困対策の大綱に関しては、その辺りのところを指標化した上で、5年間でどれだけその指標が改善されていくのかということを見ることが、国の責務だということになろうとしております。

時間が押してしまって申しわけございません。

【貞廣座長】

どうもありがとうございます。内容を考えますと、宮本先生から15分で御報告いただくというのはもとより無理な話だったように思いますけれども、御質問についても同様でございますが、申しわけありませんが、全体で20分ほどしか時間がございません。おのの短めに、エッセンスの御意見をいただければと思います。意見と御質問、特に分けませんので、御意見等ある方、申しわけありませんが、私の方から見えるように名札を立てていただければと思います。いかがでじょうか。

【中山副座長】

宮本先生、非常にすばらしい御発表で学ぶところが多々ありました。そこで質問ですが、「学びのセーフティネット」を構築する上で、私の考えるキーワードの一つは「連携」だと思います。今の日本社会では、以前から組織の縦割りの弊害が指摘されていますが、「学びのセーフティネット」において、例えば深刻な課題を抱える児童に対し、心理的援助サービスを提供するときに、うまく機能しているかという問題提起です。わかりやすい例を挙げますと、不登校児童だったら一般的にどう対処するかというと、学校内メンバーと、教育委員会設置の教育支援センターなどとの連携が考えられるわけですけれども、これが虐待になりますと、児童相談所との連携が必要になりますよね。でも、実際は、虐待と不登校が複合的に同時発生している場合があって、そのようなケースだと、児童相談所と教育支援センターと学校内メンバーとが連携しなければならない事態も生じるわけです。そうしますと、どのようにして対象者のデータを各組織が共有し、各問題の複雑性に応じてどのような連携体制がとれるかということが、いろいろな効果的な支援をするうえで重

要な要素になると思うんですけれども、どうやって連携強化を推し進めてゆくかということについて何か御意見をお持ちでしたらお願ひいたします。

【宮本特別委員】

連携に関しては、最初に御紹介した子ども・若者育成支援推進法というのには、内容的にはいろいろありますけれども、一番の目玉は、複合的な困難を抱えている子供・若者に対して、地域の関係諸機関が連携体制をとって支援する体制を整えるということを法律で定めたんです。それから約9年たっております。全国の100の自治体が、その連携体制をとるためにいろいろなことをやってきたのですけれども、結論から言いますと、その連携は内実も含めて成功した例が少ないので。

その中で連携体制の中に入っていたらこれが一番難しいのは、学校だと言われております。子供たちの籍は学校にありますので、学校で把握するというのが一番有効なんですけれども、学校が連携の中に主体的に入るという例が非常に少なく、情報の共有に関しては現在も依然として情報保護の問題を解くことができない状態にあります。

ですから、近年になって、何ゆえに個人情報保護はあるのかということをもう一度問い合わせ直す機運が高まっています。当時保護法の理念では、子供の福祉のために情報を使うということがきちんとと言われていたはずです。これは国の当時の担当者が言っていることで、もう一度個人情報保護の問題を捉え直して連携をする必要があります。それは子供の最善の利益のために情報を使うということなんです。

学校がプラットフォームになるといつても、非常に忙しい中で先生方にやっていただきたいと言っているわけではなく、地域の連携のプラットフォームに学校がなっていただきたい。その上で、地域の様々な機関がそこに集まって機能することができるはずだということです。さっきの地域若者サポートステーション、保健医療機関、労働機関、その他の関係機関も連携体制を築く努力をして様々な形で動いてきたわけで、そこにきちんと学校がいていただければ、もっともっと効果は上がるはずだということでございます。

【中山副座長】

どうもありがとうございました。

【貞廣座長】

では、天笠委員どうぞ。

【天笠委員】

私が今、申し上げて、それからお尋ねさせていただきたいことについての話は、既に今の話の中にはあったかなというふうに聞かせていただいたんですけども、それに関わって、今日、発言していただく前に、資料3-1で学びのセーフティネットについて説明があったんですけども、私は説明を聞いていても功を奏さない、いろいろ課題があつて、何とかしようと思ってこういう取組を重ねてきてているわけですけれども、どうも功を奏するような状況ではますますなくなっているという認識がありまして、でもこういう点については何らかの形で対応しなくちゃいけないところなんですけれども、その問題の本質と対策というのがずれている。

例えばそういうふうに捉えた時に、この柱立て自体がどうもうまく課題と相対してない柱立てになつてはいないか。だから、一つ一つの施策が今御指摘いただいたようなところの手前まで、あるいはかなり前のところでとまつたり、届かなかつたりしているような認

識があるということが一つで、そういう意味において質問させていただきたいのは、資料3-1について何かコメントをいただくことができるならばお願ひしたいというのが一つです。

もう一つは、改めて今の話にもあったんですけれども、御指摘されたような深刻な現状に対して、学校の存在をどう見るのかということなんですかけれども、用意していただいた資料のいろんな、例えば虫歯の治療のありようですかとか、そういうこと等への対応関係等々についてのスライドがあったわけですかでも、こここのところを見ると、学校が相応の存在としてあるということが、この事柄の対応に当たっては一定の意味と意義を持っているんじゃないかな。先ほどの1点目の質問は、功を奏していないんじゃないかなと申し上げつつも、片や学校がいろんな営みをすること自体が、相応の存在感とこの問題の意味を持っているように見えるんです。

ですから、そういう意味でいうと、標準化された学校の様々な営みが、御指摘いただいたような状況に対応していく、功を奏していくには、どちら辺についてある意味でいうと抜けていたりとか、ある意味でいうと何をどちら辺に手当していくか、そのところが機能していくのか、奏していくのかという点がもしありましたら、お話を聞かせていただければということなんですかとも、既に先ほどのお話の中にもその一部があつたかなというふうに聞かせていただいていたんですけども、いかがでしょうか。

【宮本特別委員】

とても大事なところを御指摘いただいたと思います。まず、この資料に関してですけれども、私の勝手な立場で申させていただくと、いきなり不登校とか、定時制・通信の学び直しではなくて、裏面の取組（3）辺りから、教育委員会がやり直したらどうかという感じがいたします。

なぜかというと、とりわけ今、学びのセーフティネットというテーマに関わって一番の問題は、家庭の問題なんです。その家庭の問題というのは、親に対して家庭教育セミナーをやって親たちを触発するというような問題ではありません。かなり多くの家庭が家庭生活を営む上で困難を抱えているという実態があって、その実態に手を差し伸べることなく、子供の教育だけが効果を發揮するということはあり得ない。学校の先生方は薄々感じておられると思いますけれども、学校に来る生徒たちの背後にある家庭の問題は、現場に行ってみれば察知できることが、実際には学校の現場ではわからないという問題があります。そこをどうするかということに関して、学校以外の行政政策や民間団体との連携の中で取り組む必要があるのではないかという感じがいたしております。

高校でいうと、高校は輪切りにしていきますので、課題が集中する高校においてはなおさら、生徒の背景にある暮らしを見なければなりません。生徒の抱えている課題をどうすればいいかということを真剣に考えるのであれば、取組（3）のところなんですね、その（3）のところで関係機関と連携をして、ようやく教育効果は上がるという実態があります。今日は時間がなくて神奈川県の高校のことはお話しできませんけれども、この高校は、深刻な家庭の問題を抱えている生徒が多数いて学校だけはいかんともしがたいということで、10年ほど前から学校と横浜市行政と民間団体等とががっぷり組むことによって生徒の問題解決をしてきたところです。そういうことが必要ではないかと思います。

それから、学校の存在というのも効果があるはずだという御指摘はまさしくそうで、足立区の貧困調査の結果から見れば、学校が果たす役割というのはあると。ただ、重要なことは、学校はこの背景にある家庭の実態をきちんと把握して、その課題とがっぷり組まない限りは役割を果たせないと思うんです。

【天笠委員】

どうもありがとうございました。

【貞廣座長】

厳しいからこそ大変重要な応答の御意見だったかと思います。では、錢谷委員、お願ひいたします。

【錢谷委員】

今日はお話、ありがとうございました。大変考えさせられるお話だったと思います。

私、7／10ページの貧困の連鎖と子供の貧困がなぜ問題なのかというところを、時間があればもっとお聞きしたかったのでございますけれども、今の子供たちの小・中・高等学校における学習困難、生活上のいろいろな課題、不登校の問題、その後の就職ができない、それからその後のひきこもりなどの問題を考えた時に、背景に平成に入ってからの日本の不況というか、経済停滞というのが一つすごくあるような感じがしていたものですから、今日の時間の制約上やむを得ないところですけれども、そこをもうちょっと聞きたかったなというのが一つございます。

それから、先ほど中山先生がおっしゃったように、この問題は教育、福祉、就労、いろんなところの連携というのがキーワードになってくるのかなというのは、私もそのように思いました。

その上で、宮本先生に教えていただきたいんですけども、3／10と書いてある、支援機関に来る子供・若者からわかることとアウトリーチという方法の意味というところは、私、今日一番そうだったんだなというふうに思ったのでございますけれども、私、長く不登校とか、そういう問題を行政官として担当していたんですけども、その対応としてはどうしても教育相談型というか、スクールカウンセラーを配置したり、そういう相談型の対応とか、適応指導教室とか、フリースクールといった来所型というところを整備・充実しながら、子供たちが本来通っていた小・中・高等学校へまた戻れるようになったらいいんじゃないかなということで、施策を講じてきた記憶がございます。

そういう中で、そうではなくて、アウトリーチ型、伴走型ということが非常に大事なんだというお話は、まさにそうだなという感じがいたしまして、私も友人にそういう不登校の子供たちの家庭に何遍も行って、そこで親御さんと、あるいは子供さんと会っていろいろ話をしながら、学校へまた戻ってくることを支援するということを生涯の仕事にしている人がいるものですから、その人の活動を見ていると、アウトリーチという方法は非常に大切なんだなというのを今日の先生のお話を聞きしても思いました。

ただ、アウトリーチ、伴走型をするには、学校あるいは福祉施設も家庭への介入が今非常に難しいというか、拒否されたらそこでおしまいということもありますし、あるいは家庭の個人情報というのは第三者には届かないというところもあるかもしれませんので、アウトリーチというやり方は、結局家庭の方からお願いしますとこないとだめということなのかどうかですね。そのアウトリーチについていろいろ教えていただけるとありがたいな

と思ったんですが、よろしくお願ひします。

【宮本特別委員】

時間がなかったものですから、今のアウトリーチだけに限ってお話しします。

このスチューデント・サポートフェイスは、活動資金は佐賀市、それから幾つかの自治体が出すようになっているんですけれども、最初は家庭教師で来てほしいという要請に応じて家庭に行ったんです。これは比較的入りやすいことなんですけれども、次第にこの活動が深まっていくに従って、いろんな機関からリファーされることが多くなっているんです。

つまり、こういうケースがあるのでぜひ引き受けてほしいという形で、これは役所からであったり、学校であったり、その他の専門機関であったりという形で、次第に声がかかるようになってきたわけです。もちろんいきなり訪ねていって、そんなに簡単に本人はドアなんかあけてくれないわけで、半年、1年通い詰めたというケースもたくさんあるんですけども、アウトリーチも次第に力量が高まってきたのです。

非常に重度なケースに対しては熟練した人、そうでなければ大学生でこういうことに関心のある人が、お兄さん、お姉さんという形で行くことになっていくわけですけれども、やはり連携、ネットワークですね、そういうのでいろいろなところから訪問すべき子供たちに対する情報が集まってきて、それをもとにして関係を結んでいく。学校の先生が行くとか教育委員会から行くよりは、民間の方が良かったりというか、明らかにそうかもしれないと思います。学校へ返すということがゴールとは限っていないわけで、それぞれの状況に応じて極めて柔軟にやるわけです。そんなことでよろしいでしょうか。

場合によっては、中学を卒業して高校へ行ったけれども、心配な場合にはずっと追いかけていくわけです。大体中学から高校へ行くところでぶつんと切れるわけですよね。義務教育行政とその後の教育行政は完全に切れるわけで、せっかくやってきたものがそこで成果がなくなってしまうということがあるわけですけれども、それをつなぐのはむしろ民間かもしれないというふうに思います。

【貞廣座長】

まさに切れ目のない支援というところですけれども、今、錢谷委員の御質問では、例えばそういうふうに捉えられないというか、最終的に取りこぼされちゃうお子さんもいらっしゃるんじゃないかなとも含んで、御質問があったようにも思ったんですけども、その辺り、先生、いかがでしょうか。

【宮本特別委員】

それはかなり永遠の課題です。ですから、こういう活動が広がってくると、取りこぼさないためにどうしたらいいか、これは回答、一つや二つではないです。

ある子はある居場所をつくったらそこへは出てきたとか、あるいはユースセンターみたいなもの、日本にはまるでそういうのはないですけれども欧州などを見ると、学校へは行かないけれども、ユースセンターみたいなところがより所となっている場合もある。その子をユースワーカーが敏感にキャッチして徐々に仲間作りを手伝い、そこから職業訓練につなげていくとか、いろいろあると思うんです。そういうネットワークを地域の中にどれだけ張りめぐらすことができるかということが重要でありまして、今みたいに学校と家庭だけという環境の中では課題を抱えて多くの子が取りこぼされると思います。

【貞廣座長】

支援のプロバイダーの側も、その内容も多様に網の目を張りめぐらすという御意見をいただいたと思います。ありがとうございます。

大変残念なんですが、用意されている時間がここまでございまして、ちょっと無理な設定かなというふうに思いますが、この後、休み時間を少しありますので、個人的に宮本委員にお話を伺うということもできようかと思いますけれども、よろしくお願ひいたします。申しわけありませんが、ここで一旦、「家庭と地域の絆を深め、全ての人が活躍できる環境の整備」というテーマについては切らせていただいたと思います。この後、10分ほど休憩をとらせていただきまして、再開を18時10分といたします。よろしくお願ひいたします。

(18時00分 休憩)

(18時10分 再開)

(2) 「誇り」と「安心」を育む学校の構築について

【貞廣座長】

それでは、時間になりましたので、再開いたします。ここからは2本目の柱であります「『誇り』と『安心』を育む学校の構築」をテーマとして進めてまいります。最初に、事務局からこのテーマについての千葉県の取組について御説明お願ひいたします。

【岩崎教育政策課長】

済みません。事務局からの説明の前に、先ほどの質問に対しまして補足をさせていただきます。

【中西児童生徒課長】

児童生徒課でございます。一番初めに、中山先生から御質問いただきました件につきまして、私、数値がおぼろげでございまして、十分御説明できなかつた部分について補足をさせていただきます。

過去5年間のスクールソーシャルワーカーの配置の状況でございますが、平成26年度は全体で7名、27年度が同様に7名、28年度に12名、29年度に16名、昨年度、30年度は26名、そして今年度は現在39名の配置となっております。

また、もう一つ補足させていただきますと、5月に本県に関しましては、児童虐待防止の緊急対策の中にスクールソーシャルワーカーの増員についても含めておりまして、実は9月から新たに各教育事務所5カ所に1名ずつ、虐待等の緊急事案に急に対応するような事態の場合に十分支援ができるような体制を整えるということで、新たに5名、9月1日から配置をする予定でございますので、9月1日からは全体で44名になるということを補足させていただきます。

【中山副座長】

ありがとうございました。

【貞廣座長】

どうもありがとうございました。では、事務局、お願ひいたします。

【岩崎教育政策課長】

それでは、本日二つ目のテーマでございます「『誇り』と『安心』を育む学校の構築」に

について御説明させていただきます。

初めに、資料4－1「教職員の負担軽減と学校問題対決のための支援」に関する本県の取組について御説明いたします。

教職員メンタルヘルス対策事業でございますが、本県では「千葉県メンタルヘルスプラン」に基づき、様々な研修や相談事業などを実施しております。従来から実施してきましたメンターを対象とした研修会や教職員メンタルヘルス推進会議に加えまして、教職員向けの研修会やストレスチェック、ライフプラン相談員による相談などを実施しております。

次に、学校の業務改善の推進でございますが、教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、子供たちの成長に真に必要な効果的な教育活動を持続的に行うことができるよう、教職員の学校における働き方改革を進めております。

資料4－2を御覧ください。昨年9月に策定し、本年5月に一部改正いたしました学校における働き方改革推進プランでございますが、このプランに掲げました業務改善や部活動の負担軽減など、48項目の取組を現在進めているところでございます。

資料4－1にお戻りいただければと思います。教員の多忙化対策推進事業では、教員の事務作業を代行するスクール・サポートスタッフを、今年度は千葉市を除く公立小中学校110校、特別支援学校10校、計120校へ配置する予定でございます。また、市町村が部活動指導員を配置する経費の一部を助成しております。今年度は12市町、65名の配置が予定されているところでございます。

次に、資料4－3でございます。学校問題解決支援対策事業についてでございますが、学校が単独で解決困難な事案に対しまして緊急の弁護士相談を行うほか、弁護士、臨床心理士、学識経験者等を委員といたします学校問題解決支援チーム会議を年5回程度開催し、問題の解決に向けた指導・助言を行っているところでございます。

申しわけございません。資料4－1にまたお戻りいただきます。スクールロイヤー活用事業では、教職員が不当な圧力等に毅然と対応できる体制の構築に向けて、スクールロイヤーを活用した法的相談や管理職対象の研修等を実施します。

続きまして、資料5－1でございます。信頼される質の高い教員の育成に関する本県の取組について御説明いたします。本県ではちばっ子「学力向上」総合プランに掲げました「教師力トップ」アクティブプランや総合教育センター研修事業におきまして、信頼される質の高い教員の育成を目指した研修の推進に取り組んでおります。

資料5－2でございますが、平成30年3月に策定いたしました千葉県・千葉市教員等育成指標にて示しました教職員が身につけるべき資質能力を、四つの柱とその構成要素、裏面でございますが、この育成指標に基づき、平成31年2月に策定しました研修計画「千葉県教職員研修体系」でございます。本年度よりこの研修体系によりまして、職責、経験及び適性に応じた研修の機会の確保と、校内研修体制の構築及び内容の充実を図っております。また、研修の受講履歴を教職員が自ら管理できるようにすることで、主体的な学びを支援する「研修履歴システム」を令和2年度より運用いたします。

資料5－1にお戻りいただければと思います。資料の中ほど、教職員研修でございますが、新学習指導要領の円滑な実施に向け、その趣旨等の理解を深めるとともに、教育課程の実施上の諸問題を研究・協議するため、教育課程研究協議会を実施しております。また、

進路指導に関する取組では、進路指導の改善・充実を図るため、進路指導研究協議会を実施しております。続きまして、子どもと親のサポートセンターにおきましては、教職員や保護者等を対象とした生徒指導や教育相談に関する研修のほか、いじめ問題に対応する資質の向上を図る研修、児童生徒の自殺予防や事後対応に必要な知識の習得を得る研修を実施しております。

最後でございますが、本日の議論の参考といたしまして、資料5-3に県内の総合型地域スポーツクラブの設置状況につきまして加えてございますので、御覧いただければ存じます。

説明は以上でございます。

【貞廣座長】

ありがとうございました。今の事務局からの御説明について事実関係の御確認など、何か御質問ありましたらお出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、友添特別委員と百瀬特別委員から御意見を伺ってまいりたいと思います。お方に続けて御発表をいただいた後に、委員の方々から御意見をいただく時間を設けたいと思います。では、まず友添特別委員からお願ひいたします。恐縮ですが、15分程度でお話をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【友添特別委員】

失礼します。早稲田大学の友添でございます。今日はこのような機会をお与えいただきましてどうもありがとうございます。ちょっと外国に出ておりまして、帰ったばかりだったものですから、資料の授受で印刷が少し手間取って、今日は印刷なしということで御面倒をおかけいたしますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

持続的な運動部活動とこれから地域スポーツ体制の構築ということで、御期待に添えるお話ができるかどうか少し心もとないんですけれども、まず最初にこの図を御覧いただければと思います。

これは必ず一度、二度、三度は御覧になっているものだと思うんですけども、今、総人口が減ってきてているということ、そして2060年には高齢化率が39.9%、つまり65歳以上人口が4割を占める。5人のうち2人が65歳以上だということです。現状では25%、4人に1人が65歳以上の高齢者になっているわけであります。また、生産人口が減っていますし、それからこの一番下の14歳人口も減っています。この予測は残念ながら現状では当たっていると言わざるを得ない状況です。

少子化が進んでいく、そして生産人口が減っていく中では衰退する地域が生まれてくる。私、仕事柄、地方へよくお伺いするんですけども、地域、地方の衰退というのは非常に著しいということをよく感じことがあります。

その中でこれを放置していくと、特に地域や学校で子供のスポーツニーズに対応できないということがすぐにくる。スポーツニーズになぜ対応しなければいけないのかというのは、また後で少しつけ加えさせていただかなければいけないと思っています。また、中高生のスポーツ権の保障ができなくなってきた。小学校で、例えばスポーツ少年団でバスケットボールをやったんだけれども、中学校ではその部がないということで、スポーツする機会が保障されないという子供さんたちが結構多くいるということです。と同時に、

教育問題が非常に複雑化してきて教員が非常に疲弊している。

そう考えてくると、新しい学校スポーツとか地域スポーツのあり方を検討していく必要があるのではないかということが、今日のテーマの大きな問題意識であります。新しい体制をどうつくっていくのかということが、今日の大きなテーマの一つでもあるということです。

これに絡めて、運動部活動ということに焦点を絞っていくということで、部活を一生懸命やって競技会を目指すというよりも、現状の部活動というのは居場所としての運動部活動の色彩が非常に強いです。学校には行きたくないんだけれども、部活だけ行って、友達とおしゃべりして、飽きたら外へ出てバレーボールを少しやって、そしてみんなでしゃべりながら帰る。近くのコンビニに寄って立ち食いをしながら、またその日帰っていって、明くる日、学校には行きたくないんだけれども、部活だったら行けるということで、午後から学校へ行くという子供さんたちも、フィールドワークしていると少なからずいるということで、そういう意味でいうと、居場所を学校の中で確保するという意味でも実は部活があっていいと。あるいは部活そのものが変わらなければいけないということが、ここには含意されているということです。

右側の方に中高生のスポーツ権の保障の問題、これはもう触れましたけれども、持続可能な運動部活動をどう構築していくのかということが求められているということで、こういう問題意識のもとにスポーツ庁、今日、澤川教育長がいらっしゃいますけれども、澤川教育長がスポーツ庁の政策課長時代に、主導的にこのガイドラインを作成されたものであります。私はたまたまその時に座長ということで、これに関わらせていただいたわけでありますけれども、これについても少しお話をていきたいと思っています。

中学生の部活の現状ですけれども、先ほど来申しましたように子供が減ってきてているということと同時に、平成16年から平成28年までの間に男女それぞれ12万人ほど実は子供が減っている。187万から175万に男の子、それから女の子は179万から167万に減ってきてている。

と同時に、部活の減少はどうかというと、部活は意外と減ってないです。2,000ぐらいしか減っていない。何が言えるのかというと、一つの運動部当たりの所属生徒数が大幅に減少している。つまり試合に行けない、組めないような部が結構多い。学校は一生懸命それを持ちこたえようとしているわけです、数を減らさないように。ということが一つ、現状ということで確認をしておくことが必要だと思っています。

二つ目の確認事項ですが、中学校の部活顧問がどうなのかということでありますけれども、体育の先生以外で当該の部活の顧問なんだけれども、運動競技の経験がない人が45.9%、つまり5割弱いるということです。私は大学の柔道部の卒業生なんですけれども、私が例えば柔道部の顧問をすればいいんだけれども、澤川教育長が例えば仮に柔道部の顧問で中学校に来ると、子供さんはがっかりしちゃう。済みません。御両親もがっかりするし、本人もがっかりするということが起こっている。もっと言うと、現実にはよくけがが起こらないと。つまり子供さんたちはそれうまく手を抜きながら、先生方もとにかく一生懸命付き添いながらやっているさまが、ここでは見てとれるということでもあるかもしれません。

体育の教師で当該のスポーツの経験がある人が13%、この人たちが実は一生懸命部活

をやっているわけでありますけれども、これはこれで、また問題もあるわけです。勝利至上主義に走ってしまいがちな人たちが、この中から出てくるということあります。体育の先生なんだけれども経験がない人たちが 6.2%、体育の教師以外で、例えば数学や国語の先生で、その競技をかじったことがあるという人たちが 34%。何が言えるのかというと、これは先生方が自分で回答されていますように、自分自身の専門的指導能力が不足しているというのは、4割が感じいらっしゃるんです。それから、校務が忙しくて思うように指導できない。自分の授業研究とか自由な時間の妨げになっているというのが 15% 近くもあるということです。つまり専門的知識を持った指導者の指導を受けることができる環境がないというのが、今の日本の部活の現状だと考えていいのではないかと思っています。

部活の現状、3番目であります。子供たちの潜在的なスポーツニーズ、これはスポーツ庁の調査データですけれども、こういうデータが出てきています。特に女の子の生徒さんたちは、見てもらえばわかるように、好きな興味のある運動やスポーツをやりたい。これは部活にも入ってないし、地域のスポーツクラブにも入ってない中学生の女の子たちの 6 割近くが、好きな、あるいは興味のある運動やスポーツだったら入りたいと言っているんです。それから、女の子たちは「自分のペースでやれたら入りたい」、53%、「友達と楽しめたら入る」、6割を超えちゃっているんです。どうでしょうか。好きな興味のある運動やスポーツで、自分のペースで、そして友達と楽しめてという運動部があるんだったら入りたいんだけど入ってないというのは、そういう部はないということなんです。つまり、ここでも実はスポーツ権が保障できてないということであるという理解をした方がいいと思っています。

地域スポーツの現状について確認をしておきたいと思います。これは今の中学校の問題、高校の問題とパラレルでありますけれども、小学校を出た後、運動部活動以外にスポーツを継続できるような機会・環境がない、あるいは少ないというのが現実です。それから、中学校や高校の部活で先生と合わなかつた、あるいは家庭の事情で退部した、こういうお子さんたちにとっては受け皿がないということなんです。少子化によって、生徒のニーズに応じた部活動自体が成り立たなくなっているという現実があるということです。

ユネスコの中ではスポーツがソーシャルキャピタリズム、つまり社会資本として非常に重要だと。社会の安寧と治安、そして発展途上国の場合に顕著にあらわれていくように、子供たちのソーシャルスキルを育成していくのには身体活動とスポーツは非常に有効であるというのは、エビデンスが出て、はっきりしているわけでありますし、それから身体活動能力の高いお子さんというのはアカデミックな能力も高いという、これは相関関係があるということも最近の大脳生理学の研究で随分明らかになってきているわけであります。そういう意味でいうと、今、なかなか厳しい状況にあるということでもあります。

他方で、先ほど御報告がありましたけれども、地域スポーツクラブの状況はどうかということを少し確認しておきたいと思います。地域スポーツクラブの代表的なものにはスポーツ少年団、これは J スポ、日本スポーツ協会、今まで日本体育協会と言われてきた内部組織のスポーツ少年団、それからこれは文部省時代から施策の中で一貫して推進してきた総合型地域スポーツクラブ、これは多種目、多年代、多世代型のスポーツクラブであります。本県には 82 クラブあるという報告を先ほどいただきましたけれども、こういったも

の、その他のクラブ、ここの中にはフィットネスクラブなどのような、いわゆる職業ベースのものは含んでおりません。

その数を見てみると、スポーツ少年団は全国で3万2,000団あるということです。団員は69万人、70万人近くいるということ、指導者も20万人近くいるわけあります。おおむね小学校区で活動し、單一種目です。総合型地域スポーツクラブは全国で3,406あるということですから、本県の82というのは全国的に見ても少ない。47で単純に割っても、若干少ないのでないかということを先ほど感じました。会員数は推計でありますけれども、235万人いらっしゃるということです。これは中学校区、市区町村全域を対象にした複数種目でやっている。公立中学校は全国に1万弱ありますので、この資源をうまく活用していくことを考えていかなければいけないのではないかということが、今日の提案の一つでもあります。

新たな運動部活動をどうつくっていくのかということ、その最大の目的は生徒のスポーツ権、いわゆるスポーツライトでありますけれども、これは私の専門である Sports Pedagogy という、スポーツ教育学の中でも重要な関心事でありますけれども、このスポーツ権をどう確保していくのかということを考えた時に、子供さんがスポーツの目的とかオリエンテーション、志向とかスキルに応じて、自分たちでやりたいスポーツに親しむことができる環境を整備する必要があるだろうということでもあります。

こういった問題意識の中で、当時の澤川スポーツ政策課長の指示のもとに、このガイドラインの作成が始まったということです。口さがない人たちは、学校の現状を知らないんじゃないかなというふうに批判をしたわけでありますけれども、これをやるに当たっては研究者ワーキンググループをつくって、アメリカ、カナダ、特にスポーツ医学関係はスポーツ研究の文献の調査を随分やっております。

それから、運動部活動をめぐる当事者の調査ということで、中学校、高校合わせて850校、約10万人に回答を得ているということです。特筆すべきは、運動部に所属している生徒さん4万3,000人、それから保護者も約4万人からアンケートを得ています。これはビッグデータでありますけれども、これを分析しながら、どういう問題状況があるのかを確認しております。

それから、教員関係団体からの書面ヒアリングと実際にヒアリングを行ったということで、全国教育委員会連合会など13団体からヒアリングを行って、ガイドラインがつくられたということです。会議は、多様なメンバーの構成でやってきたということでもあります。指導主事さん、スポーツ団体の専務理事、あるいは弁護士さん、中・高の管理職の方、大学教員、研究者、競技団体の代表者等を含めてやってきました。

ガイドラインの内容について簡単に御説明をさせていただこうと思っています。前文では、現状では限界があること、改革の必要性がうたわれています。中学校を基本、対象とするんだけれども、高校もガイドラインを原則適用するということがうたわれているということでもあります。

フォローアップ研究、これは今やっています。私も関わっておりますが、フォローアップ研究を継続してやっていくということがこの中で明確にされているということです。都道府県の運営方針をつくること、市町村教育委員会、校長、顧問、そして学校は校長によって活動計画のホームページでの公表、実際に公表しているのと練習時間が違うじゃな

いかということをちゃんと地域から声を上げてもらうということ、これも我々は大事にすべきだということ、これは澤川政策課長の示唆を含めながら、これをやってきたということでもありますけれども、こういった形、通報はやめようということで公表しようということで、こういう記載を入れているというわけでもあります。

指導運営体制をどうつくっていくのかということで、校長先生による適正数の運動部の設置を勇気を持ってやりましょうと。部を減らすこともやぶさかではない。ただし、後で申し上げますけれども、拠点校とかシーズンスポーツとか、様々な部のあり方を多様に準備しましょうということも他方では提案をしています。

部活動指導員を積極的に活用しましょう。御存じのように2018年度は4,500人、予算5億円、2019年度は9,000人、予算10億円。本県があまりにも少ないので、少し驚いたような次第なんですが、これだけ予算をかけて、今、国がやっているということでもあります。

教師が部活へ関与、ちゃんと適正にやりましょうということ。

そして、成長期の女子への配慮ということで、実は中学生の2割の女の子たちは1週間の運動時間、1時間未満なんです。それから、13%を超える子たちはゼロなんです。骨粗そしょう症の予備軍が大量に今日本中でできている。これを何とかしなければいけないということで、こういうことも特記をしているということです。

世間でよく騒がれているのは、週2日以上の休養日を設けようと。それから、1日の活動時間を平日2時間、休養日3時間に決めたということあります。効率的で効果的な練習をやろうということ、これはアメリカのスポーツ医学の研究成果によるところと、日本サッカー協会（JFA）の実践に学びながら、こういう数値を出してきたということあります。

私はこういう仕事柄、目の前にオリンピアンがいるわけですが、トップアスリートは体に非常にがたがきている人が少なくない。それから、野球の桑田さん、巨人の投手でしたが、大谷翔平さんもこの間、肘にメスを入れたというぐらいで、体の状態を考えた時に、持続可能性のある、生涯にわたってスポーツを楽しむような部活を設定していかなければいけないということが、問題意識にあるということでもあります。

今お話をした60分未満ということをここに示しています。

あと、全国中学生体育大会とかインターハイ、これは単一の学校から、例えば複数チームの参加や複数校の合同チームを出していいんじゃないのか。あるいはもっと端的に言うと、一番暑い時期に一番暑い場所で熱中症、それから試合が行われているのは、この大会、本当にやる意味があるのかどうかもう1回考え直していかなければいけない。

それから、中学校の時もそうですけれども、インターハイもそうですけれども、教員しか関わらせません。スポーツボランティアの外部人材をどういうふうに有効に使っていくのか、ここも検討していかなきやいけない。

時代が変わり、社会が変わっているんだから、学校も変わらなければいけない、教師も変わらなければいけないという問題意識もあります。教育的配慮から大会数の上限の目安を設定してくださいということを書いています。要は子供たちのワーク・ライフ・バランス、スポーツはやるんだけれども、本を読んだり、親と話したり、地域の活動をやったり、あるいは言葉は悪いですけれども、少しはめを外したり、こういう時間を保障してあげまし

ようと。私の高校・大学時代のように、毎日毎日練習漬けの生活はもう十分だ。そういうふうな思いがここの中にも反映しているわけでもあります。

そして、具体的にどういうふうにしていけばいいのかという提案ですが、スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの指導者が融合していく、つまりスポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブと運動部活動が融合することが大前提の提案になります。そのためには、中学校の運動部活動で指導できるようにしましょうということです。

それから、スポ少と総合型クラブと学校運動部活の役割を明確にしましょう。今、こういうことに全く触れないでやってきていますから、こういう明確化をやる必要があるだろうと。

それから、教育委員会、市町村体育スポーツ協会、これは先ほど申しましたように日本体育協会の市町村バージョンですけれども、ここのコーディネートのもとで、新たな地域スポーツクラブが中学校運動部活の受け皿になってはどうかということでもあります。今ここに書いてございますけれども、今ここがばらばらです。運動部活動、中学校を出て高校へ行く。漏れたら全くやるところがない。これをこういう赤い点線で囲んだ、もっと大きな地域スポーツ体制をつくってはいかがかという提案でもあります。それをやっていくには壁が大きくあります。

一つは、中学校の放課後の施設開放を強制的に行う法整備を国が決断しなければいけません。それから、中学生年代大会の再構築をやっていかなければいけません。例えば地域スポーツクラブと学校の運動部がチームをつくって、大会に出られるようにしなければいけない。それから、例えば一つの学校から二つのチームが出てきてもいい。それから、トーナメント制もやめた方がいいのかもしれません。ここは日本中体連が変わってくれなければいけない。

それから2番目、教員が地域スポーツクラブに関わるための環境整備。これは教育委員会の先生方からお叱りを受けますけれども、教員の兼職を可能とするための法整備が必要になってきます。と同時に、地域スポーツクラブが部活動に関わる際の免責が必要になってきます。何かというと、関係するスタッフが国賠法の適用範囲になっていかなければ、なかなか限界があるということでもあります。

それから、部活に関わる地域の指導者に対する必要な経費を支援していくようなお金を準備していかなければいけない。先ほど来お話が出ていますけれども、経済の活性化を育んでいかなければいけないです。

スポーツの市場、スポーツが嫌いな方は世の中にいっぱいいますけれども、スポーツというのは実はビッグ産業領域です。大きな産業領域で、今、日本でもおよそ、11～12兆円の経済規模があって、これは基幹産業の一つです。パルプとか、そういう産業領域よりもはるかに超えてしまっているような大きな産業領域ですから、スポーツツーリズムとか、スポーツ観光とか、あるいはスポーツコミッションとか、こういうことをやりながら、地域スポーツクラブと学校運動部を融合しながら地域の拠点にしていく必要がある。老人の介護予防のスポーツ教室をやったり、運動教室をやったり、こういうことをやっていくような地域づくりの拠点に、学校運動部を活性化していく時期に来ているのではないかということです。

生活保護世帯、それから移行による受益者負担で影響を受ける世帯への対応をどうする

のか、これも国が思い切らなければいけません。

青少年が地域スポーツクラブの運営等に主体的に参画することを促すようなスポーツ教育をやっていかなければいけない。これは国立大学や私立大学が特に変わっていかなければいけない。教員免許法の中であり方を変えていかなければいけない。日本スポーツ協会が、スポーツの指導者育成を一層やっていかなければいけないということです。

最後になりますが、これから地域スポーツのあり方ということで、もし新たな地域スポーツ体制をつくった場合の効果としては、生徒さんの側からの効果でいえば、中学校や高校の活動を継続できること、学齢による分類から目的に応じた分類でスポーツに接する機会が増えていくこと、そして地域スポーツクラブにとってクラブハウスを中学校に確保できたり、会員確保による安定経営ができるようになっていくと、自立した組織になつていけるということでもあります。

それから、地域スポーツのプラットフォーム化と地域活性化の拠点になっていく。先ほど申し上げましたように、高齢者の運動教室を開いたり、あるいは様々なスポーツを通じた、身体運動を通した情報提供や実際の指導提供を通して、地域を活性化していくことができる。お金も動いていくこともあります。中学校の教員にとりましては、高校の教員もそうですけれども、ゆとりが生まれて、教育活動の充実に活用できるだろうと。生徒は地域の様々な年齢や職業の人々と交流する中で、コミュニケーションの大切さを学ぶことができていいだろうということでもあります。

子供の奪い合いが地域ではなくなってきますし、活動場所の取り合いもなくなるだろうと思っています。そして、最終的には輪切りの指導から脱却して、発育・発達に応じた一貫指導ができると思っています。

済みません。少し時間をオーバーしました。以上です。

【貞廣座長】

どうもありがとうございます。部活動、相当熱い件ですので、大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。では、続きまして、百瀬特別委員から御意見をお願いいたします。

【百瀬特別委員】

秀明大学の百瀬と申します。今年度はこういう機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

私の簡単な紹介だけさせていただきますと、昨年の3月まで県立高校の校長をやっておりまして、その前が総合教育センターの所長をやっていたということもあり、学校現場の研修であるとか育成等々に関わっていたということで、お話をあったのかなと思います。できるだけ学校現場に近い形でお話をさせていただければと思います。

なお、お手元にあります資料よりは少しボリュームのあるものをスライドでお見せしたいと思いますので、御了承願いたいと思います。

「質の高い教員育成に向けて」ということで、つい大学からの教員養成を考えがちですが、実は高校から既に始めなければならないのではないかというのが、まず第一の提案であります。高校、大学、県と採用・育成という話になりますので、そういう話を個々に進めていきたいと思います。

まず現状ですけれども、現在、中央教育審議会の教員養成特別部会でまさに議論が行わ

れております。それから、教育財政実行会議が今年の5月に第十一次提言を出されています。それから、読売新聞にも先日、取り上げられておりましたけれども、経済同友会でも4月に提言がありました。県は30年3月に教員育成指標及び研修体系を策定されているということで、今それが走っているという状況です。

教員養成部会、直近のデータに上がっているのが6月の段階ですけれども、先週もあったと伺っております。タイトルが、「これから時代の教員の在り方及び養成・採用・研修・免許等の課題について」ということであります。義務教育の中での学級担任制から教科担任制への一部移行であるとか、あるいは高等学校の普通科教育のあり方などについても議論が行われています。あわせて、これからの時代に応じた教師のあり方や、教育環境の整備等についてということで議論されています。

さらに、その中の自由討論での意見を幾つかピックアップしました。「教職が魅力ある極めて重要な職であることを養成段階でも示していただきたい」、「高大接続を含めた養成のあり方を考える必要がある」、「養成と研修をつなぐ採用・選考について検討が必要である」、「熟練期の研修にもスポットを当てて議論すべき」など、多様な御意見が出されているようあります。

こういったことを踏まえながら幾つか申し上げたいと思います。

それから、教育財政実行会議ですけれども、第十一次提言では技術の進展に応じた教育の革新、あるいは新時代に対応した高等学校改革、こういったことがリンクして、今議論が進められているのだと思います。

さらに、経済同友会では、特に教員養成に関して、青でファシリテーション・スキルの向上に重点が置かれていません、教員の資質の一部としてのファシリテーション・スキルが乏しい、大学での教育の方法と技術という科目について、さらに検討を充実するべきだということがあります。さらには、企業サイドからの提言でありますので、もっと企業から学校に派遣をしてはどうかという話も出ております。

今年度、7月14日に千葉県の教員採用試験の一次試験が行われました。今年度の千葉県の教員採用選考の志願倍率です。実質の倍率は県の方が御存じだと思いますので、これは単純に、表向きの募集人員で志願者を割った数字であります。小学校でいうと2.8倍。昨年度が3.0倍。合計でいきますと、1,660人程度の募集に対して6,000人、3.6倍、昨年度が4.0倍でしたから、明らかに減ってきています。

これは県からいただいた資料の太い線の部分ですが、上の方は中・高共通の倍率です。4.9倍です。これは採用者数を分母にして、分子は志願者数で割っております。さっきとは若干違うんですけども、小学校の場合には実質的には2.5倍であったということを考えますと、倍率自体が下がってきてる感じがいたします。

次に、秀明大学の学校教師学部で授業を持っている関係で、今年度の1年生全員ではないんですけども、数学専修の学生が約80名おります。その学生に「最も影響を受けた教師は」と学校種を聞いたところ、中学校が54.5%、高校が31.2%ということで、かなりのウエートが中学校であるという実態。

では、「中学校の先生のいつの、どの段階で影響を受けたのか」と聞いたところ、1年生のクラス担任、青の部分です。それから、教科担任が茶色い部分ですが、圧倒的にこの二つの部分、1年生、2年生でのクラス担任や教科担任が大きい。

そこで提案でありますけれども、中学校の影響、さらには担任及び教科担任の影響が大きいということは、そこから先、高校を決める時、どうするのという時、ここが教師への第一歩ではないか。実は教員志望者に対して大学で一生懸命アクションを起こしますが、実は高校段階でほぼ決まっているのではないかという感じがいたします。

現在、千葉県では高校4校に教員基礎コースが置かれております。千葉女子高校、我孫子高校、安房高校、君津高校、4校ですが、これは無理なお願いは重々承知で申し上げているんですが、教員基礎コースを例えれば各管内に1校程度置いてもいいのではないかということがあります。これは中学生の選択の幅という意味合いであります。とはいっても基礎コースをつくるだけではなく、実は高校生対象に教員になりたい子のためにセミナーを開いてはどうか。

実は秀明大学では、全国12カ所で高校生対象の学校教師未来塾というセミナーを開いています。昨年度よりも今年度募集者が明らかに増えています。例えば長野県は昨年度二十数名だったのが、今年は50名近くになっております。仙台市でこの3月に開いたんですが、100名でした。実は明らかに教員になりたいという高校生にとっては、今が非常にチャンスでもあるという認識があります。是非県が主体でやられてもいいのではないかという提案であります。

続いて、今度は大学の話で、各大学で教員養成をやっているわけですけれども、県との関係でいいますと、今、「ちば！教職たまごプロジェクト」ということで、小・中、特別支援学校に各大学から希望者が派遣されています。本学の学生も参加させていただいて、大いに勉強になっています。

それから、総合教育センターで学生のための教師未来塾というのを開いております。これはもっと拡充するべきではないかという提案であります。具体的に教師養成塾、東京都はもう既に4年生で100名近く、年間を通してやっております。千葉県の場合には、申しわけないですが、土曜日の午後に3回だけやっております。もう少し拡充してはいかがかという提案であります。

続いて、「たまごプロジェクト」ですけれども、小学校、中学校、特別支援学校、実は高校での実施というのがない。全部の学校でやってくださいということではなく、例えば地域連携アクティビスクール、多様な生徒がいるアクティビスクール、あるいは自己啓発重点校といった様々な大変な生徒を抱えるところでは、マンパワーが欲しい。是非そういうところへの派遣を考えていただければと思います。

あとは関係大学との協議会ですけれども、県内の教員養成系大学との定期的な検討を進めてもいいのではないかでしょうか。

次、採用ですけれども、これは人物重視ということで、一次試験から集団面接、集団討論を入れ、さらに二次試験ではより詳しく見ているということであります。とはいしながら、実は今、中高枠で採用を行っています。一つの例として、ある大学で小学校課程で免許をとりました。副免で中高の免許もとりました。数学でした。ところが、受けたのは中高で受けられます。資格は持っています。ところが、配置されたのは高校でした。ところが、高校時代に数Ⅲをやっていない。大学でフォローはされているとは思いますが、果たしてそれって大丈夫なのというのが正直なところであります。中高共同選抜になったがゆえに大きな課題がまた出てきているのかなと思います。

次、育成に関しては、現在、育成指標によって研修が行われています。ただ、研修成果の蓄積の不明確さであるとか、長研が縮小化している、あるいは更新講習との関係、ステージⅢ以降の研修の役割というのがあります。

教員の現在の年齢構成もワイングラス型というか、ぼこっと40代がいません。非常に大きな課題だと思います。これが全体的にスライドしていくことを考えますと課題で、悉皆研修は今10年研、33歳から36歳ぐらいまでの辺りです。一番へこんでいる辺りだけで、悉皆研修が終わってしまいます。そこから先は悉皆研修はありません。希望であるとか、推薦研修のみであります。そこで研修履歴の活用であるとか、ステージⅢというよりは10年の悉皆研修以降の新たな研修を考えてはいかがかということです。

来年度から研修履歴を残されるということですが、私もセンターにいたので責任はあるんですが、研修履歴が全然人事管理に生かされてないんじやないか、業務に反映されているのかという大きな課題。それから教員型ポートフォリオではないですが、どんな研修を積んできたのかというのが、次のステップになるようなスタイルを検討してはいかがかということあります。

それからステージⅢといいますか、先ほど申し上げたように、国の会議でも出ていますが、教職後半の研修、ましてや今後、定年延長制等が検討される中において、何をどうするのか、管理職だけ、リーダー層だけの研修では、一部の教員だけであります。それ以外の研修をどうするのかというのが検討課題かと思います。

最後に、魅力ある教師生活であるためにということで、実は県立学校にいたものであります、いろんな思いがあります。そこで県立学校におけるICT環境の早急なる整備、実は船橋市内、八千代市内は中学校で電子黒板が全教室に入ってきました。ところが、その子たちが高校に入っていきます。高校には何もありません。悲しいかな、電子黒板、スライドでさえも1個1個持ち運ばなきやいけない。是非この環境整備というのは、今、県でもいろいろと政策を打たれているようありますが、さらなる整備をお願いできればと思います。

ということでちょっと具体な話としては、ICT環境の整備というのは必要不可欠、それから指導者の研修充実というのが大きな課題の一つでもあろうかと思います。それに伴って総合教育センターの機器も大分年季が入ってきておりますので、最先端をいかなきやいけないところが最後発部隊になってしまってはちょっと笑いになりませんので、是非あわせてお願いできればと思います。

それから、先ほどもある定時制高校にお邪魔してきたんですけれども、日本語を母語としない生徒が非常に多くなってきております。私も校長、2校とも定時制がある学校でしたけれども、多様な生徒の凝縮です。さっきの宮本先生のお話ではないですが、日本語ができる生徒もそうですが、できない家庭のことを考えますと、かなり大変な状況であります。

さらに、発達障害等々のある生徒への対応も喫緊の課題であります。

最後に管理職なんですけれども、管理職の魅力発信ということで、実は今、管理職選考、特に教頭選考受験者が大きく減ってきております。特に高等学校に関しては。ということは、さっきの年齢構成を見ても中間層がない、ますますいない。もっと若手からの抜擢であるとか配置年数の工夫、長期スパンで配置を検討しないといけないかと思います。今

の平均在職年数は多分3年前後だと思います。いろいろな重点校等については、ロングスパンでの配置等を考えていただければ、さらに魅力ある管理職像、さらには若手もどんどん目指していこうじゃないかとなるのではないかと思います。

教員の人事管理の改善、柔軟な在職年数、あるいは特色化に対応した人事など、不祥事だけではない、もっともっと多様な質の高い教員を目指して、若手から管理職に至るまでは是非検討をいただき、魅力ある教員像を実現していただければと思います。

以上でございます。失礼いたしました。

【貞廣座長】

どうもありがとうございます。ここまで特別委員のお二方の御意見を伺いました。時間20分ほどでございますが、御意見や御質問がありましたら、名札を立てていただければと思います。いかがでしょうか。どなたからでも。では、天笠委員、どうぞ。

【天笠委員】

百瀬特別委員に御質問、あるいは御意見ということでお願いしたいと思うんですけれども、ここで掲げられた質の高い教員を育てていくというか、そういう先生方になってほしいという、その問題意識は共有させていただいたとまず受けとめさせていただいている。

その上で、そういう教師を目指すには、私の現状認識は、システムがある意味でいうと緻密につくられ過ぎている、あえて言うならば。あるいはもう少し別な言い方をするならば、させられる研修が現実にはあって、そのことがかえって質の高い教員を育てることを阻んでいないかどうかという現状認識、その辺のところをどういうふうにお考えになっているかどうか。

私はその辺の願うところは同じなんですけれども、やり方とか、システムとか仕組み自身、相当発想を変えていくことがこの研修のシステムには必要というか、求められているのではないかと思いまして、少なくともこの10年、15年を振り返ってみた時には、とにかく先生方に勉強していただきたいという願いで、いろんな手立てを講じてきたということだったと思うんですけれども、どうもそれが結果としては、象徴的な言い方でそれとも、させられる研修の増加という姿になってしまったのではないか。ですから、それが願うところとは逆のこと回り始めているというのが現状ではないかと認識しております、そこら辺のところをどういうふうに思うかどうか。

象徴的に言うと、昨今、育成指標ということが一つのポイントになっているわけですけれども、あれも運用の仕方というか、どういうふうに今の脈絡で使っていくかどうか、つくっていくかというと、願うところとは違った形でまたさせられる研修を増加させるような方向に動いていく、現にそういうふうに動いているように見えなくはないというところで、運用の仕方、活用の仕方、進め方、例えば育成事業についてもそういうことで、要するに育成指標の先生方に求められるものについてのスタンダードを示すということについては、私は意義があると思っているんです。

ただ、ひとたび、それが研修の運用という段階になっちゃうと、随分願うところとは違った副次的なものがあらわれてくるような、そういう性格として持っているものが育成指標ではないか。だからそういう意味でいうと、運用していく視点とか使い方の辺りのところに相当工夫が必要なのではないかと思います。

そういう意味では、例えば研修の成果を人事管理とつなげていくとか、そういうあり方

についても、いろんな立場、考え方というのがまたあるんじやないかと思うんですけれども、そういうことをいろいろと幾つかの点から捉えた時に、現状の目指すところをどういうふうに動かして改善していくと質の高い教員になっていくのかどうなのか、その辺りの現状の捉え方についてお考えというか、捉えているところがありましたら、お話を聞かせていただければと思います。

【百瀬特別委員】

ありがとうございます。まさしく私自身が総合教育センターに勤務している時に悉皆研修がある。でも、それも初任研の場合には大分日数もあります。

ところが、我々の世代は自主的な研修会が土曜日の午後であるとかあった。そこからお互いの学びがあった。ところが、今、正直言ってなかなか聞こえてこない。幾つかの教科、科目ではやられているようですが、それは逆に言うと、先生がおっしゃられるように、やらされる研修、させられる研修が多岐にわたるがゆえに、ギブアップ状態に若手がなってきてているのかなと。とはいながら、実は初任者研修は年間20日もあります、校外で。その中のネットワークは非常にあります。あとはちょっとした仕掛けをつくれれば、走り出せるんじゃないかな。

それから、悉皆研修でも、その研修の中身はかなりアクティブになってきている。演習型が中心になってきている。その中から、あとは何かしらのテーマを見つけての自主的な研修、センターでもそういう制度はあるんですけども、なかなかできない。本当は悉皆研修あるいは希望研修でもいい、それをきっかけに、発展的な研修になっていけば教員の質の高まりがさらに上にいくんじゃないかなと思っております。よろしいでしょうか。

【貞廣座長】

自主研究をどう研修履歴システムの中で吸収していくかというのも難しい問題かもしれませんけれども。では、続きまして、渡部委員、最勝寺委員、久留島委員、福中委員、副座長が最後です。

【渡部委員】

教員の働き方改革ということで、部活動のお話や質の高い先生の育成というお話など、大変ありがたいお話をいただきましたけれども、働き方改革関連法が本年の4月1日から、大企業から順次始まっているわけですけれども、働き方改革を進めていく上で先生の質を向上したり、部活動を見直したりということも大変必要なんですけれども、親、我々でいえばお客様、お客様と言うとちょっと語弊があるかもしれません、学校の世界でいうと、親もしくは地域社会、この辺の理解がまずはないと、先生方の働き方改革というのはうまくいかないんじゃないかなという気がするんです。

我々産業界では働き方改革は、従業員にとっては早く帰って仕事と家庭を両立して、ワーク・ライフ・バランスを実現しよう。経営者にとっては、生産性を上げて、職場環境を良くして企業イメージを向上させるいいチャンスなんだと。従業員ばかりじゃなくて、経営者にとってもいいんだと。そのためにはお客様には多少我慢してもらうところもあるし、親企業には3日で納品しろといったのを5日にしてもらうという折衝も必要だということで、働き方改革を実行していっているわけです。

そういう意味でいくと、私だけかもしれません、先生というのは神聖なるもので、生徒のためには長時間労働なんてことを言ってちゃいけないんだよというような風潮がある。

例えば今日、夕飯の時に子供がいじめられたと言ったから、親が夜の7時に学校へ行ったら先生はもういなかつたと苦情を言う。先生にだって就業規則があり、夜の7時に帰っているのは当たり前じゃないかということを、親御さんにも理解して頂き、考え方を変えて頂かなければいけないんじゃないかなと思います。その辺について、どなたでもいいんですけれども、お話しいただきたいと思います。

【貞廣座長】

どなたでしょう。友添特別委員、よろしくお願ひいたします。

【友添特別委員】

ありがとうございます。今、働き方改革のお話がありましたけれども、実は日本の中学校や高校の運動部活動は、日本人の働き方そのものを規定してきた一番大きな要因だということをはっきりと気づいていく必要があって、命令と服従の中で、多分、上からの指示に従って動いていくということが善だという時代も確かにあったわけありますけれども、これは大量生産で、なおかつ効率よく人を動かしていく時には有効な方法だったということかもしれません。

ただ、21世紀型学力論ではありませんけれども、知識や思考や判断が重視されていくて、国際競争力を高めていくといった時に、今までのような人材育成のあり方で本当に資質・能力は耐えられるのか、日本は競争社会の中でやっていけるのかと考えた時に、そこには問題があるだろうということ。そういう意味でいうと、まず親が変わることと同時に、学校や教師も変わっていかなければいけないと思っています。

そういう意味でいうと、私の今日の提案でいうと、私、実は国立の教員養成学部に15年ほど勤めて、教員養成をやってきた経験があるんですけども、その中の経験を踏まえて言っても、教育というのはどうしても保守化してしまうし、教育制度というのはどうしても保守的になっていかざるを得ないんだけれども、むしろそこをどうイノベートしていくのかということを教師も学校も親も考えていくような、啓発をしていくような共通理解、合意が必要だろうと思います。それを私の今日の提案でいえば、学校の部活動からイノベートしていきませんかという提案だと思っています。

【貞廣座長】

どうもありがとうございます。

【百瀬特別委員】

一言だけいいですか。

【貞廣座長】

はい。お願ひいたします。

【百瀬特別委員】

実は最後のスライドでお見せしたように、管理職のスタンスが前例踏襲主義の傾向がどうしても強いのではないか、もっと大胆な改革をする意味でも新たな発想が必要ではないか。そういう意味での最後の管理職云々という提案でございました。

【貞廣座長】

同時に、学校にもう少し自律性が与えられてもいいということかもしれません。渡部委員ありがとうございました。では、最勝寺委員どうぞ。

【最勝寺委員】

私も働き方改革という点につきましてちょっとコメントをさせていただきたいんですけれども、質の高い教員の育成ということがありました、我々民間企業ですと、社員の育成というところが問題になるんですけれども、単純に育成しようと思ってもかなり社員は毎日の業務で疲労しております、すぐに質の高いような教育とか自己研さんとか、そういう時間がなかなか割けないんです。

したがいまして、我々が進めなくてはいけないのは、余地をつくるという意味で働き方改革を進めて、何か新しい付加価値の業務に移っていくということだろうなと思っているんですけども、会社の中で、例えば改革をやろうと思っても、人事部が制度をたとえつくったとしても、真の改革に進むためにはトップから順々に意識の変革が起こらないと、基本的にはみんな動いていかないところがありまして、なぜ働き方変革が本当に必要なのか、そして今、変わらなければいけないという危機感、この辺りがないと変革は進まないのかといったところで、当社の場合は過去にいろいろ労働上の問題があったことから、急激にこの辺りの改革が進んできたわけですけれども、危機感がない現場で改革を起こすというのは、変えたくない、既得権益のある方がいるとすると、その部分がかなりの障害になってしまって、進まないのが一つですから、そういった包囲網をつくるしかないのかなと思っています。

制度は多様な人事制度があってしかるべきだと思うんですけども、労働環境の改革といった点におきましては徹底的なシステム化、先ほどＩＣＴの活用というお話をあったと思うんですけども、基本的な付加価値業務にシフトする際には、定例の業務、これは基本的には全部システムが行って、人はしないということをコンセプトに今改革を進めています。多分民間の方がこの辺りの考え方方が早く進んでいると思いますので、民間の力を最大限に活用するというのが一つ方法があるのではないかと思っています。

私たちのところでいいますと、1人1台ＰＣがあるのは当然なんですけれども、基本的には会議においてもペーパーレスになっていまして、毎回たくさんの資料をいただくんですけども、こんな資料を見るのはここぐらいです、最近。全てペーパーレス。ＩＴのベンチャー企業などはそもそもプリンターがないという会社も今は多くありますし、ペーパーレスになると資料を作成する時間がそもそも減ってくるというのもあります。あと、会議体の改革などというのもありまして、会議そのものをやめるとか統廃合する、会議1時間を45分に短縮する、参加者を削減する、それだけでもかなりの労働時間が削減できるんだろうと思っています。

ＩＴ活用につきましては、例えば会議もテレビ会議とか、今、スカイプ会議などもありますし、チャットメールとかもあります。さらに、議事録などというのは基本的には今は自動録音して、文字起こしだけだったら機械が全部起こしてくれます。ただし、それだけでは人に伝わるような議事録にはなりませんので、ある程度の修正は人間で行うといったところが必要なのかなと思っておりまして、その辺りを活用しながら教師の皆さんのが負担を軽減しつつ、質の高い教育の方に割いていただいたらいいかがかなとちょっと感じました。

【貞廣座長】

ありがとうございます。御意見ということで、特に特別委員の方にお答えはよろしいでしょうか。では、久留島委員どうぞ。

【久留島委員】

実は前半の部分、宮本さんのお話にちょっと引っかかっていたものですから、それに関する発言させていただきます。まず、学校に求められている役割というのは、それまで家庭の中にいた子供たちが初めて学校に来て、そこでいろんな家庭での問題を見つけることができるという点にあるということだと伺いました。そして、その時にそれを見つけるのが、学校の教員の「質」に関わるのだと。そうすると、本日の全体の課題でもある「質」の高い教員というときの「質」としては、そういう問題を発見できるような「質」が本当は求められているのではないか。

また、家庭の問題と深く関わって「貧困」の問題をとりあげられましたが、この問題にどの程度重きを置くか、という点では意見が異なるかもしれません、わたしは、現状を見ていると、「貧困」すなわち貧富の差が大きくなるという方向に進んでいると考えています。今後、それが高齢者の貧困の問題へと連続していくわけですよね。

そういう意味では、社会全体が「貧困」という問題と正面から向き合わないといけない。「貧困」から起こってくる、人間を形成する家庭でのさまざまな問題として、さきほど取り上げられたわけですが。問題を「発見する場」としての学校の役割が、大きな意味を持っていると私は受けとめました。それまで家庭にいた子供たちが初めて外に出てくる学校で、教師がその子が抱える問題の糸口を「発見」できる場ではないか。そうすると、繰り返しになりますが、教師の「質」の中には、そういう問題を「発見」できることが必要だということ、逆に言うと「解決」するのは教師や学校だけではなく、専門家も含めた地域社会全体の役割だという点が重要ではないか、ということです。

それから二つ目は、友添さんのお話しについてですが、私も海外で大学生たちの生活する機会があって、大学はもちろん、それ以前の個人とスポーツとの関わり方の違いというのに驚きました。日本は部活中心で、強制されたスポーツになりがちで、つまり一生自分でスポーツができるという環境やシステムになってない。その一番の問題点が部活にあったのではないか。しかも、その部活は、私の教え子の教師たちに聞くと、本当に大変だと言っていますし、それをどうやって軽減していくかというのは、今日友添さんがおっしゃっていたように、地域全体でのスポーツとか、スポーツの場を広げるとか、ということが重要だと思いました。例えば本当に気楽にスポーツができる場だって、実は日本にはあまりないわけです。泳ごうと思っても、すぐに泳げるところもあまりないわけで、そういうものをつくっていくところから始めるしかないのかなと、今日、友添さんのお話を伺ってそういうふうに思いました。

三つ目は研修の問題です。今の大学院や大学の学生も「自主ゼミ」をする機会が急速に減っています。自主ゼミの中心になるような院生が集団としていなくなつたということも大きいんですけども、自分たちで課題を見つけて勉強していくというようなトレーニングの場が急速に減っているわけで、そういう中で教師になって、果たしてそこで自主的な研修ができるかという問題があると思っているんです。だから、そういう意味では国立大学の法人化あたりからだと思うのですが、大学の教育のありようがそうなつたのではないか。教員を養成する大学で本当にそういうトレーニングができているかというのはかなり大きな問題ではないかと思います。

それから、専門の研修については、さきほどの教員の求められる「質」の問題でいうと、生徒の抱えている問題を「発見」できるという「質」が必要だということと同時に、教員

には、教科教育をすることができるような「専門性」を獲得することも求められている。そのためのトレーニングというのは、まず大学や大学院でちゃんとやらないといけないわけです。例えば今までいくと、大学院で「社会科教育」という修士にはなるかもしれないけれども、「日本史」ができるような教員にはならない可能性がある。そうすると、本当に専門性を持った教員を育てるというのは、ちょっと別な研修のやり方を考えないといけなくなっているのではないか。その辺りの問題を感じました。

【貞廣座長】

ありがとうございます。では、福中委員、どうぞ。

【福中委員】

友添委員にちょっと伺います。友添先生は先ほど、中学で一つの学校から複数のチームを大会に出してもいいんじゃないかと言われましたけれども、それはたくさん部員がいるけれども、試合に出られるのはごく一部だから、多くの生徒にチャンスを与えるために複数のチームをつくってもいいんじゃないかというお考えですね。

中学ではそうなのかもしれませんけれども、高校ではそういうチャンスが与えられているんです。例えばサッカーだったら、千葉県の高校のサッカーは1部から5部まで分かれていますし、私が理事長をやっている高校は1部と3部と4部と、3チーム送っているんです。全体で部活でサッカーをやっているのは100人ぐらいいるんですけども、三つのチームをつくると、ほぼ全員の出番がある。だから、そういうやり方をすれば解決するんじゃないかと思うんですけども、それについては中体連が思い切ればいいということなんでしょうか。

【貞廣座長】

お答えいただければと思います。

【友添特別委員】

千葉県の先進的な取組については知っていました。ただ、今のお話の中で言うと、全国大会も含めてトーナメント方式、つまり3年間一生懸命やってきて、たった1回負けておしまいというパターンはやめた方がいい。つまり大会のあり方も多様なあり方を設定して、子供たちが選択できるようにしてはどうかという提案でもあったということです。そういう形でやっている都道府県はほかにもありますけれども、それを広げていくことが必要だろという提案でもあったということです。

【貞廣座長】

よろしいでしょうか。

【福中委員】

はい。

【貞廣座長】

では、最後に副座長、お願いします。

【中山副座長】

座長より、時間の関係上、意見は短めにという御示唆がありました。私の発言に対するお答えは結構ですので、コメントだけ申し上げさせていただきます。

友添委員の御発表で、先ほど久留島委員から御意見がありましたけれども、私が申し上げたいのは、高等教育機関として大学も、地域のスポーツ振興に対して貢献できないかと

いう点です。大学というのはCOC、センター・オブ・コミュニティとして地域に貢献することが期待されていますから、地域のクラブだけではなく、大学も地元の組織や中・高と連携してスポーツの振興にいかに貢献できるかを考えた方がいいんじゃないかなということが一つです。

一例をあげますと、廣池学園では2018年に「麗澤ラグビー場」をオープンさせ、オープニングセレモニー当日は、近隣のラグビースクールの小学生約150名、関東女子代表、三重県女子選抜の高校生約70名が集まり試合を行いました。今後は、大学も含め、ラグビーを通じた地域貢献や社会貢献、海外の学校との交流、生涯スポーツ推進の一環として麗澤幼稚園の園児を対象にしたラグビー教室も計画しております。

それから、百瀬委員には二つコメントがございます。一つは先ほどICTの環境という御発言がございましたが、これはハードの面だけですけれども、これからはビッグデータ、AI、IoTなどの第四次産業革命の時代を迎える、政府はSociety5.0という構想を打ち出しているように、学びのあり方、体系、教育政策も大きく変わってくるわけです。例えば、理系と文系の融合とか、人間の強みを生かす教育とか、学校教育もAIの時代を見越してのカリキュラムの中身、ハードとともにソフトのあり方を考える時期に来ているんじゃないかなと私は感じます。最勝寺委員のIT化の御発言も正鵠を射ておりますし、麗澤大学では、私の講義も学生の発表もパワーポイントを用い、ほとんど黒板は使わないので、そのようなハードの変化はさほど難しいことではありません。問題はその中身、ソフトですね。

それからもう一つは、最後に「チーム学校」という言葉が出てきたんですけれども、これは宮本先生が先ほどおっしゃったような不登校、発達障害、子供の貧困などの課題に対して、教員以外に各分野の専門家がチームをつくって対応しようとする考え方です。これは2014年11月に中央教育審議会が「チーム学校」構想というのを打ち出しましたわけですが、あれから随分と時間が経過していますね。それがどれくらい実現され、機能しているのかという問題です。それが学内課題として捉えると、教員配置による改善のような施策が考えられそうですが、先ほどの宮本先生からは、学校が連携強化の中心になるのは難しいという御発言がありましたけれども、では、どうすればいいのかというところをお聞きしたいなと感じました。以上です。

【貞廣座長】

最後のところだけでもせめて宮本先生にコメントいただきたいのですが。

【宮本特別委員】

ありがとうございます。先ほど申し上げなかつたんですけども、これからスクールソーシャルワーカーを充実させるという、これは国の大方針が出ておりますけれども、スクールソーシャルワーカー的な人材が必要だというのは紛れもない事実です。スクールソーシャルワーカーというのはスクールカウンセラーと違って、1対1の相談事業ではなく、目の前にいる生徒、あるいは生徒の背後にある家庭というものにきちんとアンテナを張りながら、地域社会との連携を生み出す中核人材になっていくということなんです。

今、連携が学校と他の専門機関で難しいのは、それをつなぐ中核の人材がないことが大きな原因となっています。学校というのは非常に長い歴史を持った専門機関なので、学校がうんと言わない限りは誰も手が出せないという状況にあるわけです。そういう点でス

クールソーシャルワーカーの充実を重要視しながら、地域に開かれたプラットフォームを機能させるということが必要だと思います。

先ほどの教員の資質の点で久留島先生から御指摘のあったこともとても重要だと思うんですけれども、教科教育に対するすぐれた力量と同時に、生徒の状況を見た時にぱっと子供の抱えている悩みや置かれた状況がわかるというのか、この子の家庭の様が目の前に浮かぶようなアンテナの張れる教員が重要だと思うんです。よくちまたで言われるんですけれども、生徒が毎日同じ洋服で、その洋服が何となく汚い時、かなり多くの先生が、「この子のお母さんて何てだらしがないんだろう」と感じるといいます。このような想像力ではとても子供の問題解決はできないわけです。そういう点で教員には今までにはなかった教育が求められているんじゃないかなと思います。

【貞廣座長】

ありがとうございます。突然振ってしまった申しわけありませんでした。本日、御用意いただいた協議の柱はそれぞれ相互に関係し合っていて、最後に宮本先生にコメントをいただいたのが、まさに全てが関連し合っているということの象徴であろうかなというふうにも思います。

特別委員の方々にも、委員の方々にももっと御意見をいただきたいんですけども、準備していただいた時間が来てしましましたので、本日の協議については終了とさせていただきます。

最後に、教育長から御意見をいただければと思います。お願いいいたします。

【澤川教育長】

委員並びに特別委員の先生方、熱心な御討議どうもありがとうございました。開始から2時間半経過いたしましたが、まだまだ皆さん語り足りないとか聴き足りないという方ばかりではなかったなと思っております。改めて大きな三つのテーマを1日でやろうとする事務局の無理な日程設定におわび申し上げ、御容赦いただければと思っております。

宮本先生からは、若者の社会的孤立という非常に大きなテーマのもとで、貴重なキーワードをいただきました。学校と様々な社会資源との連携であるとか、アウトリーチ、伴走といったキーワードをいただいたと思っております。

また、友添先生からは、部活動、地域スポーツを核に日本のスポーツを切っていただきまして、その現状と大きな将来像を御提示いただいたと思っております。部活動ガイドラインの時も御議論させていただきましたけれども、持続可能というのが一つのキーワードになろうかと思いますし、これは部活動の運営のみならず、個々人のスポーツとの関わり方についても言える言葉ではないかと思っております。この言葉を、また私どもしっかりと大事にしていきたいと思っております。

また、百瀬特別委員からは、教員の養成・採用・研修ということに加えて、高校段階からの発信という新たな視点での御提案をいただきました。特に未来塾では、若者、高校生の志願者が増えているという、最近、教員志願倍率が減っているということで、厳しい状態にはありますけれども、そういう一筋の光明を教えていただいたと思っております。その他幾つか具体的な提言がございましたので、また私どもとしてもしっかり受けとめていきたいと思っております。

お三方からいただいた意見並びに本日の意見交換をもとに、また第3期教育振興基本計

画の策定に向けて、私ども検討を進めてまいりたいと思っております。引き続きの御指導よろしくお願ひいたします。

今日はどうもありがとうございました。

4 今後の会議の流れについて

【貞廣座長】

ありがとうございました。それでは、今後の会議の流れなどについて、事務局からお願ひいたします。

【岩崎教育政策課長】

それでは、有識者会議の今後の日程につきまして御説明させていただきます。資料6を御覧いただければと思います。

次回会議は来週8月1日本曜日の午後5時から、前回と同じ会場でございます、TKPガーデンシティちばで開催を予定しております。会議のテーマでございますが、「世界を部隊に活躍する人材の育成と、「楽しい」「喜び」に満ちた社会の創造」を予定しております。具体的には、多様な文化を認め合う国際社会の担い手の育成や文化にふれ親しむ環境づくり、東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツの推進について考えております。

最後の第5回についてでございますが、9月7日月曜日にここ、ホテルポートプラザ千葉で開催する予定でございますが、最後の5回につきましては委員の皆様だけで有識者会議の論点の整理、まとめをお願いしたいと考えております。

以上でございます。

【貞廣座長】

ただいまの御説明について、委員の皆様から何か御意見ありますでしょうか。福中委員、どうぞ。

【福中委員】

今日、働き方改革に関するテーマが出されて、それについてもう少し時間をとって話ができるんじゃないかと私は思っていたんですけども、かなり時間が短かったので、学校における働き方改革については、次回ちょっと時間をとって議論をしていただきたいと私は思うんです。私もしゃべりたいことがありますし、しゃべっていないものですから。これはこれから日本の教育をどういう方向に持っていくかという非常に大きなテーマだと思います。

【貞廣座長】

座長の仕切りが悪くて、十分に御発言いただけなかつたところがございます。いかがでしょうか。事務局に次回の4回に一つ柱を設けていただくことも含めてお引き取りいただいて、御検討いただきまして、できれば福中委員の御希望に沿うような形で少し段取りを考えていただければと思います。よろしいでしょうか。福中委員。

【澤川教育長】

場合によっては第5回でできるような形で、やり方はまた考えさせていただきます。

【貞廣座長】

第5回の方でももちろん、さらに幾つか考えていただければと思います。ほかいかがで

でしょうか。よろしいでしょうか。

本日は、大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。特に特別委員の先生方におかれましては、貴重なお時間と御意見をいただきましてありがとうございます。皆様、長時間にわたり議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

【司会】

どうもありがとうございました。本日の議事内容につきましては、議事録を作成し、千葉県教育委員会のホームページ上で公表させていただきます。公表する内容につきましては、後日、確認させていただきますので、またどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして第3回有識者会議を終了させていただきます。本日は大変お忙しい中、ありがとうございました。